

Title	生物多様性条約に基づく利益配分と特許法
Author(s)	加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 24: 422-425
Issue Date	2009-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/8662
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

生物多様性条約に基づく利益配分と特許法

○加藤浩(日本大学大学院法学研究科)

1. 生物多様性条約と知的財産制度

1992年の地球サミットで各国首脳によって署名された生物多様性条約¹(CBD)には、各国が自国の遺伝資源に対する主権的利益を有することを確認し、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分すべきことが規定されている。

●生物多様性条約・第1条(目的)

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現することを目的とするものである。

しかし、生物多様性条約には、利益配分についての具体的な枠組みについて何ら規定されていないことから、遺伝資源の原産国(主に途上国)は、現状では利益配分が進まないという認識の下、利益配分が確実に行われるための「国際的な制度作り」を強く求めている。

生物多様性条約・第10回締約国会議の開催が近づく中、生物多様性条約と特許法を巡る国際的な議論の動向を踏まえ、今後、生物多様性条約と特許法の在り方を検討することが必要である。

2. 生物多様性条約と知的財産制度を巡る国際的議論

(1) 生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)

①第6回締約国会議(COP6)

2002年4月に開催された第6回締約国会議(COP6)において、アクセスと利益配分に関するガイドラインとして、ボン・ガイドライン²が採択され、加盟国は知的財産権の申請における遺伝資源の原産国開示を奨励する手段を取るべきであるとの規定がなされた。

そして、ボン・ガイドラインを踏まえて、2002年8月～9月に開催された「持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)」において、「遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを促進し保護するために国際的な規則について交渉する」という実施計画が採択された。

②第7回締約国会議(COP7)

2004年2月に開催された第7回締約国会議(COP7)では、「アクセスと利益配分に関するアドホック作業部会(ABS作業部会)」において、インターナショナル・レジーム(国際的な枠組)を作成するための具体的な検討を行う決議がなされた。また、インターナショナル・レジームの重要な可能性の一つとして、特許出願時に、遺伝資源又は関係する伝統的知識の原産国を開示することや、遺伝資源アクセスの事前同意(Prior Informed Consent: PIC、原産国の国際証明(Certification of Origin)が検討され、それらを支援徹底する措置が検討されることになった。

また、遺伝資源の取得を行う場合に必要となる遺伝資源提供国からのPICに関する措置についての検討に関連し、WIPOに対し、知的財産権の申請時における開示要件についての技術的研究の報告を求めることが決定された。

¹ 生物多様性条約(CBD)の原文は、(<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp>)を参照。

² ボン・ガイドラインの原文は、(<http://www.biodiv.org/decisions/default.aspx?m=CP0-06&id=7198=0>)を参照。

③第 8 回締約国会議 (COP8)

2006 年 3 月に開催された生物多様性条約の第 8 回締約国会議 (COP8) では、インターナショナル・レジームの目的・対象・構成要素等を取りまとめたグラナダ・テキスト³の扱いが委ねられていた。途上国は、2008 年までの第 9 回締約国会議 (COP9) までに 2 回以上の ABS 作業部会を開催し、そのテキストを今後の交渉の基礎として、COP9 で法的拘束力のある議定書を採択するべきと強く主張した。特にブラジルは COP8 において当該テキストを基礎とした交渉を行うべきとした。一方、先進国は、当該テキストは交渉の基礎とはなり得ないとし、今後の作業としては、まずは遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する各国の取組みの現状について認識を共有することが重要であり、COP8 では今後の作業の進め方を議論するべきとした。

決議案の検討作業は難航したが、関心国〔マレーシア、ブラジル、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本等〕を中心とした調整の結果、(a) グラナダ・テキストは「各国の意見の広がりを表すもの」として決議に添付、また、これを第 5 回 ABS 作業部会に送付する、(b) COP9 までに 2 回の ABS 作業部会を開催する、(c) ABS 作業部会は、与えられたマンデートに従い「COP10 (2010 年予定) までに早期にその作業を完了させる」、とした決議が採択された。

④第 9 回締約国会議 (COP9)

2008 年 5 月にドイツで開催された第 9 回締約国会議 (COP9) においては、COP10 に向けた作業計画に関する議論を中心になされた。具体的には、COP10 までに ABS 作業部会を 3 回開催すること、専門家レベルの会合を開催し、概念、定義、産業分野別分析などについて議論を行うことが合意された。また、COP10 を日本で開催することが合意された。

(2) 世界知的所有権機関 (WIPO)・遺伝資源等政府間委員会 (IGC⁴)

世界知的所有権機関 (WIPO) の遺伝資源等政府間委員会 (IGC) は、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアと知的財産との問題を包括的に検討するために設けられている委員会である。IGC では、特許出願への遺伝資源の出所/原産国開示を要求するための技術的な研究を纏め、これを生物多様性条約 (CBD) の第 7 回締約国会議 (COP7) に提出している。

また、WIPO は、CBD の COP7 からの要求を受け、更なる開示要件等の研究を行い、本件に関するコメントや自国のポジションを各国から取り纏め、2005 年 9 月に行われた WIPO 加盟国総会の承認を経て、CBD 事務局へ送付された。

①第 11 回 IGC (2007 年 7 月)

この会合では、日本は、第 9 回 IGC で提案したデータベース提案の追加説明を行った。また、スイスより遺伝資源の出所開示に関する PCT 規則改正提案、ペルーよりバイオパイラシーの可能性があるケースの調査につき説明がなされた。なお、日本からの追加説明は、2007 年 10 月に開催された TRIPS 理事会においても同様に行われた。

②第 12 回 IGC (2008 年 2 月)

この会合では、各国からこれまでどおりの主張がなされ、ブラジルは、この問題は、WIPO ではなく WTO で議論すべき旨、主張した。日本は、審査用データベースの必要性を主張し、「誤った特許付与」を避けるためのワンクリック型検索用 DB に関する日本提案について、技術面からセキュリティに関する追加説明を行った。

(3) 世界貿易機関 (WTO)・TRIPS 理事会

TRIPS 理事会では、原産国開示についての問題をどう扱うかも含めて議論が分かれている。イ

³ 2006 年 1 月の第 4 回 ABS 作業部会 (於：スペイン・グラナダ) の成果であるが、何ら合意が得られず、出所等の開示も含めほとんどの事項にブラケットが付いていた。

⁴ Intergovernmental Committee in Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore (IGC)

ンド等は、不開示等の罰則に関して、特許権取得以前の段階では、一定期間に要件を満たさない場合には特許権を取り下げるべきであるとし、特許権取得後の段階では、権利の無効や特許権の譲渡が行われるべきであると主張している。さらに、特許出願への PIC（先住民による事前の同意）の証拠の開示要件についての文書を提出した。これに対して、米国は、特許出願への遺伝資源の新たな開示要件は特許制度と関係ないものであり、遺伝資源へのアクセスと利益配分は提供国と受領者の契約で担保すべきであると主張している。

①2008 年 6 月（TRIPS 理事会）

この会合では、インド、ブラジル等より、TRIPS 協定改正テキストに基づく議論を主張したが、日本、米国、加、豪、NZ 等は、技術的議論がまだ十分になされておらず、日本のデータベース提案等、他の対策も議論すべきとして、従来どおり、これに反対した。EC からは、出所開示の不履行の制裁は、特許制度の枠外で行う旨、主張した。

②2008 年 10 月（TRIPS 理事会）

インド、ブラジル等より、TRIPS 協定改正提案（特許出願において生物資源及び関連する伝統的知識の①出所・原産国、②事前の情報に基づく同意（PIC）の証拠、及び③利益配分の証拠の開示義務を導入）につき、従来どおり、テキストに基づく議論をすべきとした。それに対し、米、日、豪、加、NZ 等は、従来のスタンスを変更することなく、改正提案は未だ技術的議論が十分になされておらず、日本のデータベース提案や特許制度の枠外での利益配分等他の対策も議論すべきとして、テキストベースの議論を開始することに反対した。

3. 生物多様性条約に基づく利益配分

生物多様性分野における製品市場は、今後、増加することが期待されている⁵（図1）。他方、生物多様性条約に基づく利益配分による経済効果については、利益配分による利益額の減殺が報告されている⁶（図2）。今後とも、生物多様性条約に基づく利益配分と特許法の関係について、政府のみでなく産業界を含めて、今後の方向性について議論を行うことが必要であると考えられる。

図1 生物多様性分野の年間市場

Products	年間市場 (billion US\$)	
	Low	High
Pharmaceuticals	75	150
Botanical Medicines	20	40
Agricultural produce	300+	450+
Ornamental horticulture	16	19
Crop protection	0.6	3
Biotech (except health & agriculture)	60	120
Personal care & cosmetics	2.8	2.8
ROUNDED TOTAL	500	800

図2 生物多様性条約の経済効果

	年	減殺額 (millions dollars)	減殺率 (%)
全世界	2005	6839	3.6
	2010	38979	15.8
	2015	70133	22.0
	2020	104000	25.2
	2025	144061	26.8
日本	2005	928	3.2
	2010	5189	14.4
	2015	9173	20.5
	2020	13275	23.7
	2025	17833	25.3

⁵ Kerry ten Kate and Sarah A Laird, The Commercial Use of Biodiversity (Earthscan Publications Ltd.) 2002

⁶ Timothy A. Wolfe and Benjamin Zucher "Biotechnological and Pharmaceutical Research and Development under a Patent-based Access and Benefit-Sharing Regime" May 2005

4. 考察 ～知財政策と環境政策の最適バランスに向けて～

生物多様性条約において、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ公平に配分すべきことが規定されており、この点で、生物多様性に関する分野においては、知的財産権の取り扱いについて、慎重な対応が必要である。このような対応については、「当事者契約による対応」、「知的財産制度の改正（特許出願における遺伝資源の出所開示の義務化）」、「*Sui generis* 制度の構築」など、いくつかのアプローチが可能であると考えられる⁷。

本報告では、上記アプローチの内、「当事者契約による対応」に焦点を絞り、当事者契約における基本的な考え方について考察する。とくに、生物多様性に関する分野を、医薬品分野、化粧品分野、食品分野の3つに区分した場合には、遺伝資源の取り扱いについて、いくつかの共通点・相違点を見出すことができる。そこで、これらの3つの分野について、当事者契約における共通点・相違点について検討を行い、当事者契約の基本的な考え方について分野別に考察する。

（１）医薬品分野

医薬品分野においては、遺伝資源のアクセス量は少なく、利益率が高いという傾向がある。また、製品化には高度な技術を要し、開発期間が長いという傾向がある。したがって、製品化に至る研究開発の貢献度についても配慮する等、「知的財産」の関連性を十分に考慮することが大切であると考えられる。

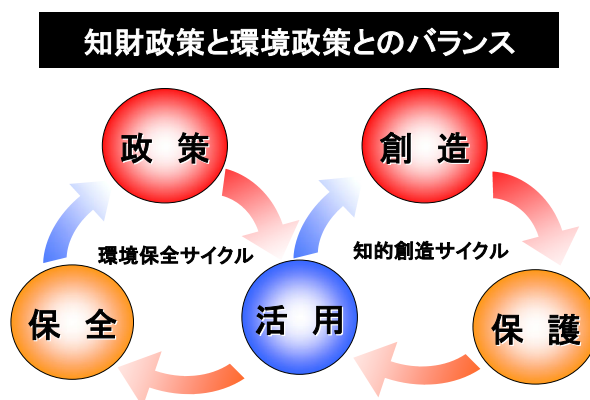
（２）化粧品分野

化粧品分野においては、上記（１）に示す医薬品分野と、下記（３）に示す食品分野の中間に位置するものと考えられる。したがって、上記（１）及び下記（３）の両方の視点に配慮することが必要であると考えられる。

（３）食品分野

食品分野においては、遺伝資源のアクセス量は比較的多く、利益率が低いという傾向がある。また、医薬品分野に比べると、製品化に高度な技術を要せず、開発期間が短いという傾向がある。したがって、遺伝資源そのものの流通にも配慮する等、「有体財産」の関連性を十分に考慮することが大切であると考えられる。

今後とも、生物多様性条約と知的財産制度の問題について分野別の調査研究を推進し、各分野に最適な対応策を検討していくことが必要であると考えられる。知財政策と環境政策の最適バランス⁸に向けた議論の進展に期待したい。



参考文献

1. 特許庁「産業財産権の現状と課題（2009年度版）」（特許庁年次報告書）2009年
2. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2009」2009年
3. （財）バイオインダストリー協会「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」
4. 隅蔵康一編「知的財産政策とマネジメント」（白桃書房）2008年【第8章】
5. 加藤浩「知財政策と環境の調和に向けて～生物多様性条約と特許法～」発明（発明協会）、2005年
6. Hiroshi Kato, "Analysis and Examination of Convention of Biodiversity and Intellectual Property", Proceedings of PICMET '07 (PICMET) p.2844-2852
7. Kerry ten Kate and Sarah A Laird, The Commercial Use of Biodiversity (Earthscan Publications Ltd.) 2002
8. Timothy A. Wolfe and Benjamin Zucher "Biotechnological and Pharmaceutical Research and Development under a Patent-based Access and Benefit-Sharing Regime" May 2005

⁷ 隅蔵康一編「知的財産政策とマネジメント」（白桃書房）2008年【第8章】

⁸ 加藤浩「知財政策と環境の調和に向けて～生物多様性条約と特許法～」発明（発明協会）、2005年